

精神障害にも適用される鉄道運賃割引制度

道見 藤治：当事者有志の会

精神障害にも運賃割引が利く鉄道があります。今ここで取り上げるのは、4月11日発表されましたJR等運賃割引だけを指しているではありません。北陸新幹線が敦賀まで延伸したことにより金沢以西の敦賀までJRの在来線北陸本線が第3セクターに変わりました。金沢から大聖寺まで石川県内は「IRいしかわ鉄道」、敦賀までの福井県内は「ハピラインふくい」と呼ばれるようになったのです。更にこれまでの第3セクターの範囲内は金沢以東で言えば、金沢から倶利伽羅までの石川県内は「IRいしかわ鉄道」、和倉温泉から穴水までは「のと鉄道」、富山県内は「あいの風とやま鉄道」、新潟県内は「えちごトキめき鉄道」と呼ばれています。

さて本題です。上記の第3セクターの範囲内であれば、障害者手帳を見せると運賃が半額の小児運賃で乗車できます。同伴や距離の制限はありません。このことは一般に知られていないようですが、これからは馴染みのなかった金沢以西に住む方にとっても朗報と言えるでしょう。また今後、第3セクターの助成に関しての、下記の第1種、第2種が明記された場合の介護者の割引については、現在のところ不明です。

そして今回実施が明らかになったJR等の精神障害にも運賃割引適用の話です。

概要は、介護者と同伴で利用する場合、第1種の方と介護者1名までが対象となって、普通乗車券、回数乗車券、普通急行券、定期乗車券（但し小児定期乗車券を除く）まで半額となり、12歳未満の第2種の方と介護者1名までが対象になって定期乗車券（但し小児定期乗車券を除く）のみ半額となります。また、一人で利用する場合、片道の営業キロが100キロを超えることを条件に、第1種、第2種の方とも普通乗車券のみ半額となります。

上記のことから問題としたいことは、第1種の方が一人で利用する場合に100キロ未満では半額適用されないことであり、第2種の方が介護者と同伴で利用する場合は100キロを超える場合でも半額適用されないと読み取れることでもあります。

という具合に様々な条件で使えたり、使えなかったり複雑な制度になっております。私たちの要望は障害の軽重、介護者の必要、利用距離の制限の撤廃された制度であります。その目的とするところは当事者が通勤、社会活動、スポーツ・レクなどを活発化してより充実した地域生活を送るために単独で近距離利用の運賃割引を獲得したいわけです。

ところで精神障害の関係者は第1種、第2種という言葉は馴染みがありません。単純に言うと第1種は介助が必要な方、第2種はそれ以外の方となり、旧国鉄時代にそのような区別することで運賃割引の制度ができていました。国鉄民営化の時点で精神障害の手帳がなかったため、精神障害だけそのような分け方はなく、制度上運賃割引から置き去りにされていたわけです。今、運賃割引の線引きをするにあたって、これまでの制度の枠組みを踏襲するために第1種、第2種の区別が行われたわけです。精神障害の場合は身体的な機能障害が大きな問題ではなく、稼働能力の無さからくる経済的な困難さがあり、これは医療費助成問題と同じような構図になっているのです。

今回の決定は全体から見ると、遅れていた精神障害が身体・知的と同様な制度が適用されたに過ぎず、全く前進は見られなかったのです。割引制度が実施されるのは2025年4月からとなりますが、私たちの要望とかけ離れた制度であるため、不服としてこの運動は更に続けていかねばならないこととなりました。